

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
- 福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県興行場法施行細則の一部を改正する規則

規則

福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則、福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則、福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則、福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則、福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則及び福島県興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十二号

福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福島県旅館業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第六条第一項に規定する宿泊者名簿の様式は、第一号様式」を「省令第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、到着年月日、出発年月日及び年齢」に改める。

第八条中「旅館業営業許可申請書（第二号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第九条中「第二条第一項」を「第一条の三第一項、第二条第一項」に、「旅館業営業

承継承認申請書（第三号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第十条第一項中「旅館業営業許可（承継承認）申請書記載事項変更届（第四号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「旅館業営業停止（廃止）届（第五号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十二条に見出しとして「（検査の方法）」を付し、同条中「第四条で規定する浴槽水の水質」を「第七条第三号ウの規定による水質検査」に改め、「検査を」を削る。

第一号様式から第五号様式までを削る。

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県旅館業法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書及び届は、それぞれ改正後の福島県旅館業法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第五十三号

福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

福島県クリーニング業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「クリーニング所構造設備検査確認申請書（第二号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「第五条の二」の下に「の」を加え、「クリーニング所構造設備検査確認済証（第二号様式）」を「知事が別に定める確認済証」に改める。

第六条中「当該各号」を「知事が別」に改め、同条第一号中「クリーニング所開設届（第四号様式）」を削り、同条第一号の二中「無店舗取次店営業届（第四号様式の二）」を削り、同条第二号中「クリーニング所開設（無店舗取次店営業）届出事項変更届（第五号様式）」を削り、同条第三号中「クリーニング所（無店舗取次店営業）廃止届（第六号様式）」を削り、同条第四号中「クリーニング所（無店舗取次店）営業者の地位の承継届（第六号様式の二）」を削り、同条第五号中「クリーニング師免許証再交付申請書（第七号様式）」を削り、同条第六号中「クリーニング師免許証返納届（第八号様式）」を削り、同条第七号中「クリーニング師免許証訂正申請書（第九号様式）」を削り、同条第八号中「クリーニング登録抹消申請書（第十号様式）」を削る。

第七条中「当該各号」を「知事が別」に改め、同条第一号中「受験願書 第十一号様式」を「願書」に改め、同条第二号中「免許申請書 第十二号様式」を「申請書」に改める。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県クリーニング業法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書、届出書及び願書は、それぞれ改正後の福島県クリーニング業法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書、届出書及び願書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている確認済証は、改正後の規則に基づき交付されている確認済証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第五十四号

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県理容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条第一項中「理容所検査確認申請書（様式第一号）」を知事に提出するところにより、知事に申請に改め、同条第二項中「理容所検査確認済証（様式第二号）」を「知事が別に定める確認済証」に改める。

第二条中「当該各号」を「知事が別に改め、同条第一号中「理容所開設届（様式第三号）」を削り、同条第二号中「理容所届出事項変更届（様式第四号）」を削り、同条第三号中「理容所廃止届（様式第五号）」を削り、同条第四号中「理容所開設者の地位の承継届（様式第六号）」を削り、同条第五号中「理容師免許証（理容師免許証明書）提出届（様式第七号）」を削り、同条第六号中「理容師出張営業届（様式第八号）」を削り、同条第七号中「理容師出張営業変更届（様式第九号）」を削り、同条第八号中「理容師出張営業廃止届（様式第十号）」を削り、様式第一号から様式第十号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県理容師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書及び届出書は、それぞれ改正後の福島県理容師法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている確認済証は、改正後の規則に基づき交付されている確認済証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第五十五号

福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県美容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「美容所検査確認申請書（様式第一号）」を知事に提出するところにより、知事に申請に改め、同条第二項中「美容所検査確認済証（様式第二号）」を「知事が別に定める確認済証」に改める。

第二条中「当該各号」を「知事が別に改め、同条第一号中「美容所開設届（様式第三号）」を削り、同条第二号中「美容所届出事項変更届（様式第四号）」を削り、同条第三号中「美容所廃止届（様式第五号）」を削り、同条第四号中「美容所開設者の地位の承継届（様式第六号）」を削り、同条第五号中「美容師免許証（美容師免許証明書）提出届（様式第七号）」を削り、同条第六号中「美容師出張営業届（様式第八号）」を削り、同条第七号中「美容師出張営業変更届（様式第九号）」を削り、同条第八号中「美容師出張営業廃止届（様式第十号）」を削り、様式第一号から様式第十号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県美容師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書及び届出書は、それぞれ改正後の福島県美容師法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている確認済証は、改正後の規則に基づき交付されている確認済証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第五十六号

福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

福島県公衆浴場法施行細則（昭和四十五年福島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「は、浴場営業許可申請書（第一号様式）」を「の様式は、知事が別に定めるもの」に改める。

第二条中「省令」の下に「第一条の第二項、」を加え、「は、浴場営業承継届（第二号様式）」を「の様式は、知事が別に定めるもの」に改める。

第三条第一項中「浴場営業許可申請書（承継届）記載事項変更届（第三号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「浴場営業停止（廃止）届（第四号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第五条に見出しとして「（検査の方法）」を付し、同条中「条例第四条で規定する浴

槽水の水質」を「福島県公衆浴場法施行条例（昭和四十四年福島県条例第五十四号）第四条第三号イ（イ）の規定による水質検査」に改め、「検査を」を削る。
第一号様式から第四号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県公衆浴場法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書、届書及び届は、それぞれ改正後の福島県公衆浴場法施行細則の規定に基づいて提出された申請書、届書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第五十七号

福島県興行場法施行細則の一部を改正する規則

福島県興行場法施行細則（昭和五十九年福島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「は、興行場営業許可申請書（様式第一号）により行う」を「の様式は、知事が別に定める」に改める。

第二条中「は、興行場営業承継届（様式第二号）により行う」を「の様式は、知事が別に定める」に改める。

第三条中「第一条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは興行場営業許可申請書（承継届）記載事項変更届（様式第三号）を、当該興行場の営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したときは興行場営業停止（廃止）届（様式第四号）」を「次の各号に掲げる場合には、それぞれ知事が別に定める届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第一条の申請書又は前条の届出書に記載した事項を変更したとき
- 二 当該興行場の営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したとき

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県興行場法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書、届出書及び届書は、それぞれ改正後の福島県興行場法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）